

大崎市公共施設自動販売機設置事業者募集仕様書

大崎市総務部財政課が行う大崎市公共施設自動販売機設置事業者（以下、「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上、災害発生時における救助活動に資することを目的とします。

2 設置条件等

（1）所在地（募集台数）【応募様式】

- 1 大崎市役所東庁舎1階：大崎市古川七日町5番1号（1台）【様式1】
- 2 大崎市役所東庁舎3階：大崎市古川七日町5番1号（1台）【様式2】
- 3 大崎市役所駐車場：大崎市古川七日町127番地2（1台）【様式3】
- 4 大崎市立おおさき日本語学校：大崎市古川保柳字氏子114番地1（1台）【様式4】
- 5 新世紀公園（ふわふわドーム）：大崎市三本木字鹿野沢7番地1（2台）【様式5】
- 6 三本木館山公園：大崎市三本木字西沢32番地（3台）【様式6】
- 7 大崎市松山総合支所：大崎市松山千石字広田30番地（1台）【様式7】
- 8 鎌田記念ホール：大崎市鹿島台木間塚字福芦335番地1（3台）【様式8】
- 9 鹿島台中央野球場：大崎市鹿島台木間塚字小谷地371番地3（1台）【様式9】
- 10 大崎市岩出山総合支所：大崎市岩出山字船場21番地（1台）【様式10】
- 11 大崎市沼部公民館（ロビー）：大崎市田尻沼部字富岡166番地（1台）【様式11】
- 12 大崎市沼部公民館（自転車置場）：
大崎市田尻沼部字富岡166番地（1台）【様式12】
- 13 大崎市田尻総合支所：大崎市田尻沼部富岡183番地3（1台）【様式13】

（2）設置場所、台数、年間賃貸料等

別紙のとおり

※使用面積には、使用電力計測用の電気子メーター設置寸法及び空容器の回収箱設置場所を含みます。

使用面積は、1台当たり2m²と考えていますが、それ以上の場合には、設置決定後に施設管理課と協議することとします。

※屋外に自動販売機を設置する場合に、営業事業者が電力を引き込むため、電柱等を設置する場合は、別途賃貸料が発生する場合があります。

（3）営業事業者

営業事業者は、すべての設置場所：所在地に応募することが可能です。

※営業事業者の決定方法は「7 営業事業者の決定」を参照してください。

（4）空容器回収箱

営業事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように定期的に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

特に夏季は注意し、回収箱周辺に空容器が散乱しないように努めてください。

回収箱の形式に指定はありませんが、事前に、施設管理課と協議のうえ設置してください。また、回収する袋の予備を備え付けてください。

(5) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶及びペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は不可とします。

イ 販売価格

販売価格については、標準小売価格を上回る価格での販売はしないでください。

(6) 設置機種の機能等

○設置機種の機能等については、①必須項目と②協議項目があります。

②協議項目については、市が希望している機能等の項目です。協議項目は、協議により実施可否の検討をお願いするものですので、必須ではありません。

①必須項目

ア 缶、びん、ペットボトル式の飲料用自動販売機

設置する自動販売機は、営業事業者を決定した後、設置前に施設管理課と協議を行います。

イ 電気子メーター

営業事業者は、設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

ただし、屋外で設置者が費用を負担し、電力を引き込んだ場合は、設置する必要はありません。

②協議項目

協議項目については、必須ではありませんが、下記項目のすべてに対応した場合には、設置期間を最長5年とします。

ア ラッピング

市の施策に合ったラッピングについて、実施可能かを協議するものです。（公共施設に設置することを踏まえた意匠となります。景観を害するおそれのあるものや、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものなどについては、不可となります。）

イ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯

などの環境対策機能を備えた自動販売機の設置について協議するものです。

ウ マルチマネー対応自動販売機

現金だけではなく、複数の電子マネー（交通系ICカード等）が利用できる自動販売機の設置について協議するものです。

エ ユニバーサルデザイン（屋内設置のみ）

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザイン自動販売機の設置について協議するものです。

（7）耐震対策等

自動販売機の設置に当たっては、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、営業事業者の負担とします。

（8）衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

（9）故障、問い合わせ及び苦情への対応

営業事業者は、設置する自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて営業事業者の責任において対応してください。また、設置する施設では対応できない旨の明示を必ず行ってください。

（10）維持管理等

ア フルオペレーション

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニュー変更、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に施設管理課と協議のうえ、施設での公務に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

（11）機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め施設管理課に申し出たうえで、承諾を得てください。

3 応募資格要件

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する方が、営業事業者に応募することができま

す。

- (1) 大崎市競争入札参加有資格者名簿に登録し, かつ, 次に掲げる資格を有している方
ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
イ 大崎市税, 水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- (2) 大崎市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については, 次に掲げる資格を有し, かつ, 自己を証明する書類（注）を提出できる方
ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し, 2年を経過しない者及びその者を代理人, 支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
エ 市税, 水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
オ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し, 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと。また, 誓約書（様式15）を提出すること。
(ア) 申出者又は応募者である個人及び法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき
(イ) 申出者又は応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき
(ウ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が, 自社, 自己若しくは第三者の不正の利益を図り, 又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき
(エ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が, 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し, 又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し, 又は関与しているとき
(注) 自己を証明する書類

大崎市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については, 申し込みに当たって, 一部の方を除いて, 下記の書類の御提出をお願いすることになります。

＜申込者又は応募者が個人であるとき＞

- 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

- 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）

4 募集条件等

(1) 設置期間

営業事業者に対する設置期間は, 令和8年4月1日（設置日）から令和11年3月31日までとします。なお, 設置工事日程等については, 施設管理課と協議のうえ実施してい

ただきます。

ただし、2 (6) ②協議項目のすべてを満たす場合は、最長5年（令和13年3月31日まで）を限度に契約を行います。設置期間については、設置前に施設管理課と協議してください。

設置日が令和8年4月1日以降であっても、終期は年度末（3月31日）となります。

設置期間内に契約を解除する際は、本市と協議が必要となります。

（2）賃貸料

ア 応募金額（提案賃貸料【税込み】）

応募申込書の該当欄に、応募金額（提案賃貸料）として、月額と年額の賃貸料を百円単位で記入してください。（年額は、月額の12カ月分の額となります。）

イ 賃貸料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度分の賃貸料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに賃貸料が納入されない場合は、契約を取り消します。なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

ウ 賃貸料の計算

賃貸料の計算については、以下のとおりとし、納入方法は上記イによることとします。

- ・設置期間が1年の場合 賃貸料の月額×12月
- ・設置期間が1年に満たない場合

賃貸料の年額×（設置期間の初日から初日の属する月の末日／365）と

賃貸料の月額×（月の1日から末日の属する月までの月数）の合算額

（3）必要経費

ア 自動販売機等の設置、撤去及び原状回復

自動販売機等の設置、撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とします。

イ 電力料金

自動販売機の運転に必要な電力料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、営業事業者の実費負担とします。

電力料金は、本市が発行する納入通知書により、毎月ごとに本市が指定する期日までに納入してください。

ただし、屋外に設置する自動販売機で営業事業者が費用を負担し、電力を引き込んだ場合は、電力料金の負担はありません。

（4）遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、賃貸料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

(5) 契約の締結

契約の締結については、施設管理課が行います。

(6) その他

ア 自動販売機及びこれに関連するものの設置状況については、今後変動する場合がありますので、予め御了承ください。

イ 屋外の設置については、営業事業者側で電力を引き込む必要がある場合が想定されますので、その点、ご留意下さい。また、電力を引き込む際に、敷地内に電柱等を設置する場合は、別途賃貸料が発生する場合があります。

なお、自動販売機を撤去する際は、自動販売機を設置する際に設置した、すべての設備等を撤去していただく必要があります。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送による場合

(ア) 受付期間

令和8年2月6日（金）～令和8年3月2日（月）※17時15分必着

(イ) 送付先

〒989-6188

大崎市古川七日町1-1 大崎市総務部財政課管財担当 あて

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(ア) 受付期間

令和8年2月6日（金）～令和8年3月2日（月）※17時15分必着

【8時30分～12時00分、13時00分～17時15分 ※受付は平日のみ】

(イ) 提出先

大崎市古川七日町1-1 大崎市役所内（本庁舎4階）

大崎市総務部財政課管財担当

(2) 必要書類

ア 応募申込書（様式1～様式13）（各1部ずつ）

※所在地ごとに応募申込書の様式がありますので、応募の際は注意してください。

※応募申込書は、封筒1通に同封できます。

イ 販売予定品目（自動販売機用）※様式は任意です。

※複数台の設置を希望する場合は、それぞれわかるように記載してください。

※複数の所在地に設置を希望する場合で、販売予定品目が同一の場合は、1部のみ同封してください。

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料 ※様式は任意です。

※複数台の設置を希望する場合は、それぞれわかるように記載してください。

※複数の所在地に設置を希望する場合で、設置予定機器等が同一の場合は、1部のみ同封してください。

(3) その他

ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ウ 様式は、大崎市役所のホームページからダウンロードできます。

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書（様式14）にその内容を記入のうえ、FAXか持参してください。

(1) 質問書受付期間

令和8年2月6日（金）～令和8年2月24日（火）※17時15分必着

(2) 質問書提出先

大崎市古川七日町1-1

大崎市役所内（本庁舎4階）

大崎市総務部財政課管財担当まで

FAX：0229-23-9979

(3) 質問に対する回答

質問収受日の翌日から起算して3営業日以内に大崎市役所ホームページに掲載して回答します。

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には一切応じられません。

イ 応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

ウ 様式は、大崎市役所のホームページからダウンロードできます。

エ 設置場所についての見学を希望する場合は、施設管理課にご相談ください。

1 大崎市役所東庁舎1階：財政課管財担当（0229-23-5177）

2 大崎市役所東庁舎3階：財政課管財担当（0229-23-5177）

3 大崎市役所駐車場：財政課管財担当（0229-23-5177）

4 大崎市立おおさき日本語学校：大崎市立おおさき日本語学校

(0229-23-2245)

- 5 新世紀公園（ふわふわドーム）：三本木総合支所地域振興課
(0229-52-2112)
- 6 三本木館山公園：三本木総合支所地域振興課 (0229-52-2112)
- 7 大崎市松山総合支所：松山総合支所地域振興課 (0229-55-2111)
- 8 鎌田記念ホール：鹿島台公民館 (0229-56-2510)
- 9 鹿島台中央野球場：鹿島台公民館 (0229-56-2510)
- 10 大崎市岩出山総合支所：岩出山総合支所地域振興課 (0229-72-1211)
- 11 大崎市沼部公民館（ロビー）：沼部公民館 (0229-39-0213)
- 12 大崎市沼部公民館（自転車置場）：沼部公民館 (0229-39-0213)
- 13 大崎市田尻総合支所：田尻総合支所地域振興課 (0229-39-1111)

7 営業事業者の決定

(1) 決定方法

- ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3応募資格要件」を満たす者のうち、応募金額（提案賃貸料）が、「2設置条件等」で本市が設定した最低年間賃貸料以上で、金額が高い応募者から順に、営業事業者に決定します。
- 同額の場合には、くじで決定します。

(2) 決定予定日

令和8年3月6日（金）頃に決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された営業事業者名及び決定金額を通知します。

また、大崎市役所ホームページにおいて、決定された営業事業者名を掲載します。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの
- イ 応募者の記名押印がないもの
- ウ 他の応募者の応募を掛け持つたときは、その全部のもの
- エ 応募金額（提案賃貸料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの
- オ 応募者による訂正印のない応募金額（提案賃貸料）の訂正、削除、挿入等があるもの
- カ 営業事業者の決定に関し不正な行為を行つたもの
- キ 直近2年間に、大崎市公共施設自動販売機設置事業者募集に応募し設置事業者として決定した者で、正当な理由なく辞退した者であるとき
- ク その他この要項の条件等に違反したもの

8 行政財産借受申請の手続

営業事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 行政財産借受申請書の提出

本市指定の様式により行政財産借受申請書を施設管理課に御提出いただきます。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を御提出いただきます。

9 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産賃貸借契約の手続に応じなかつた場合

(2) 営業事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合

(3) その他本市が行政財産賃貸借契約の相手方として不適当と認めた場合

10 その他

(1) 4- (3) に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産賃貸借契約の手続に要する一切の費用は、営業事業者で御負担いただきます。

(2) 営業事業者には、自動販売機の設置後、本市が求めた際に、本市が指定する様式により販売実績を報告していただきます。

(3) 災害発生時に、市から飲料提供の要請をする場合があります。

○各施設設置機器の販売実績（別紙参照）

※販売実績は、その施設に設置されている自動販売機の缶、びん、ペットボトル等すべての販売本数の合計です。

屋外・屋内の別、容器の形状別、販売単価別の販売本数実績は公表しません。

また、販売実績については、あくまでも参考ですので、販売本数を保証するものではありません。

○設置する公共施設の想定職員数・年間利用者数（別紙参照）

※職員数及び年間利用者数は、1施設の総数となります。

※数値につきましては、あくまでも参考です。

○問合せ先

大崎市総務部財政課管財担当（担当：村上、大場）

〒989-6188 大崎市古川七日町1-1

大崎市役所本庁舎4階 財政課内

TEL : 0229-23-5177

別紙

募集番号	所在地	設置場所：所在地	募集台数	年間販売本数	職員数・年間利用者数	屋内・屋外	最低年間賃貸料(税込)(1台分)	応募様式
1	1	大崎市役所東庁舎1階： 大崎市古川七日町5番1号	1台	1,490	職員数:113人	屋内	30,390円	様式1
2	2	大崎市役所東庁舎3階： 大崎市古川七日町5番1号	1台	1,689	職員数:113人	屋内	30,390円	様式2
3	3	大崎市役所駐車場： 大崎市古川七日町127番地2	1台	7,272	職員数:554人	屋外	4,030円	様式3
4	4	大崎市立おおさき日本語学校： 大崎市古川保柳字氏子114番地1	1台	1,114	職員数:12人 生徒数:60人	屋内	20,240円	様式4
5	5	新世紀公園(ふわふわドーム)： 大崎市三本木字鹿野沢7番地1	1台 ----- 1台	1,470	利用者数： 不明	屋外	1,420円 ----- 1,420円	様式5
6	6	三本木館山公園： 大崎市三本木字西沢32番地	1台 ----- 1台 ----- 1台	7,740	利用者数： 不明	屋外	1,750円 ----- 1,750円 ----- 1,750円	様式6
7	7	大崎市松山総合支所： 大崎市松山千石字広田30番地	1台	2,000	職員数:31人	屋内	15,860円	様式7
8	8	鎌田記念ホール： 大崎市鹿島台木間塚字福芦335番地1	1台 ----- 1台 ----- 1台	8,125	利用者数： 35,670人	屋内	57,450円 ----- 57,450円 ----- 57,450円	様式8
9	9	鹿島台中央野球場： 大崎市鹿島台木間塚字小谷地371番地3	1台	3,600	利用者数： 15,290人	屋外	2,230円	様式9
10	10	大崎市岩出山総合支所： 大崎市岩出山字船場21番地	1台	不明	職員数:37人	屋内	25,800円	様式10
11	11	大崎市沼部公民館(ロビー)： 大崎市田尻沼部字富岡166番地	1台	新規	利用者数： 10,000人	屋内	36,930円	様式11
12	12	大崎市沼部公民館(自転車置場)： 大崎市田尻沼部字富岡166番地	1台	新規	利用者数： 10,000人	屋外	1,550円	様式12
13	13	大崎市田尻総合支所： 大崎市田尻沼部富岡183番地3	1台	1,326	職員数:37人	屋内	83,050円	様式13